

公益社団法人日本全職業調理士協会賛助員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、賛助員に関し、公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「本会」という）の定款施行細則第4章の規定に定める他、必要事項について定めたものである。

(入会)

第2条 定款第49条第2項の規程に基づき賛助員になろうとする者は、定款施行細則第13条により、入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第3条 賛助員を退会するときは、本会に退会届（様式1）を提出し、若しくは退会の意志を本会に伝えなければならない。

(会費)

第4条 賛助費は年度会費とし、その額は次のとおりとする。

賛助費 年度会費 1口 60,000円

2 年度会費は、1口以上2口までとする。

3 賛助費を納入するときは、原則として、定めた口数の額の1年分を前納することとし、申し出により分割納付することができる。

(賛助員の特典)

第5条 賛助員は、次に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 本会機関誌「月刊 料理四季報」の無料配布
- (2) 本会ホームページ内の賛助員（商社）欄の利用
- (3) 本会機関誌「月刊 料理四季報」誌上の賛助商社欄の随時掲載
- (4) 本会主催「日本料理全国大会（食育展）」出展への優先参加
- (5) 社員総会の傍聴
- (6) 本会の情報の伝達その他

(細則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。